

令和2年 第3回天城町議会定例会

第 4 日

令和2年9月11日（金曜日）

令和2年第3回天城町議会定例会議事日程（第4号）

令和2年9月11日（金曜日）午前10時開議

開議

- | | | | |
|-------|--------|------------------------------------|------|
| ○日程第1 | 議案第86号 | 令和元年度天城町一般会計歳入歳出決算の認定について | 町長提出 |
| ○日程第2 | 議案第87号 | 令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 町長提出 |
| ○日程第3 | 議案第88号 | 令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 町長提出 |
| ○日程第4 | 議案第89号 | 令和元年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 町長提出 |
| ○日程第5 | 議案第90号 | 令和元年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 町長提出 |

散会

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平岡寛次君	2番	喜入伊佐男君
3番	吉村元光君	4番	奥好生君
5番	昇健児君	6番	大吉皓一郎君
7番	久田高志君	8番	秋田浩平君
9番	上岡義茂君	10番	松山善太郎君
11番	前田芳作君	12番	柏井洋一君
13番	平山栄助君	14番	武田正光君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 柚木洋佐君 議会事務局書記 富山実宝君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	森田弘光君	教育長	春利正君
教委総務課長	豊島靖広君	会計課長	上原富一郎君
社会教育課長	和田智磯君	総務課長	禱清次郎君
くらしと税務課長	岸恭聖君	企画財政課長	福健吉郎君
けんこう増進課長	碓本順一君	建設課長	昇浩二君
水道課長	張本康二君	農業委員会事務局長	伊地知隆治君
農政課長	山田悦和君	農地整備課長	大久明浩君
長寿子育て課長	森田博二君	商工水産観光課長	中秀樹君
選挙管理委員会書記長	米田俊朗君	総務課長補佐	中村慶太君

△ 開議 午前10時00分

○議長（武田 正光議員）

おはようございます。開会前に先般、久田議員の一般質問の中で、インフルエンザ関連の質疑があって、その中で確実な答弁を保留した、今日その補足説明をしたということで申し出がありますので、これを許可します。

○けんこう増進課長（碓本 順一君）

おはようございます。先般、久田議員の質疑のインフルエンザのワクチンについての内容のやり取りがございました。9月7日付で厚労省のほうから、今シーズンのインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけの実施等に関する検討状況についてということで、情報提供がございましたのでご報告申し上げます。

8月の26日に厚生科学審議会感染症部会及び予防接種ワクチン部会予防接種基本方針部会、合同部会というものなのですが、の中で、今シーズンインフルエンザワクチンについての協議がなされております。その中で、まず今シーズンのワクチンについては、12%去年より増量して供給するという前提の中で検討が進められたところですが、報道等にあるとおり、各自治体のほうでインフルエンザワクチンの無償化等が進んでいると、その中でいろんなことが想定されるということで検討がなされております。その中で、65歳以上の高齢者また医療従事者、あと基礎疾患を持っている方、妊婦さんあと乳幼児等については、優先的な接種、接種の呼びかけの実施が必要じゃないかということが検討されております。

もう1点、先ほど申し上げました自治体による接種の無償化等によって、地域、例えばどこかの県が完全に無償化したというところで、供給体制に混乱が生じるんじゃないかという、この2点について検討がなされております。

昨日、9月10日、最終の議論が行われて、そこで取りまとめたことが周知されるということで通知がきております。徳之島においても、先般申し上げたとおり、3町において、高3まで助成を広げるということが決定されております。これにつきましては、医療機関も了解の上での助成の拡充です。恐らく各医療機関も、今年度のワクチンの購入量を増やすということで動いていただいていると思います。

また、厚労省のほうで供給体制の混乱を避けるための何らかの手立ても昨日申し合わせできていると思いますので、今後また厚労省の通知等、しっかり受け止めながら、島民の皆さんが希望する皆さんが、確実に接種できるような体制を頑張ってお取っていきたいと考えているところです。

以上、報告でした。

○議長（武田 正光議員）

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。
直ちに本日の日程に入ります。

- △ 日程第 1 議案第 86 号 令和元年度天城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第 2 議案第 87 号 令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第 3 議案第 88 号 令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第 4 議案第 89 号 令和元年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第 5 議案第 90 号 令和元年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（武田 正光議員）

日程第 1、議案第 86 号、令和元年度天城町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 2、議案第 87 号、令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 3、議案第 88 号、令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 4、議案第 89 号、令和元年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 5、議案第 90 号、令和元年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上 5 件を一括議題とします。

この 5 件の議案について、提案理由の説明を求めます。自席からで結構です。

○町長（森田 弘光君）

皆さん、おはようございます。それでは、決算の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

議案第 86 号、令和元年度天城町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

令和元年度歳入総額は 64 億 4 千 5 百 90 万 6 千円、歳出総額が 61 億 8 千 7 百 77 万 9 千円で、歳入歳出差引額は 2 億 5 千 8 百 12 万 7 千円となっております。うち翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費へ 1 千 6 百 47 万 9 千円で、実質収支額は 2 億 4 千 1 百 64 万 8 千円となっております。実質収支から前年度実質収支を差引いた単年度収支は 6 百 60 万 9 千円の赤字で、単年度収支から基金増減を差引い

た実質単年度収支は9千752万8千円の黒字となっています。

歳入決算につきましては、前年度比0.1%増の64億4千590万6千円となっております。その主なものは、町税4億3千787万7千円、地方消費税交付金9千893万円、地方交付税30億1千327万6千円、分担金及び負担金5千637万2千円、使用料及び手数料1億256万5千円、国庫支出金7億4千430万8千円、県支出金4億2千615万5千円、町債6億197万3千円などでございます。

歳出決算につきましては、前年度比0.4%増の61億8千777万9千円となっています。目的別では、議会費9千19万8千円、総務費14億6千508万5千円、民生費10億5千966万9千円、衛生費3億5千818万7千円、農林水産業費6億3千366万9千円、商工費2億1千47万9千円、土木費6億8千937万3千円、消防費1億9千245万5千円、教育費5億2千258万6千円、災害復旧費1億3千552万2千円、公債費8億3千55万5千円でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、議案第87号、令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

地方自治法233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

令和元年度歳入総額は10億3千266万8千円、歳出総額が9億7千442万7千円で、歳入歳出差引額は5千824万1千円となっております。

歳入の主なものは国民健康保険税1億269万7千円、県支出金7億5千51万円、繰入金1億3千831万3千円、繰越金3千919万3千円などでございます。

歳出の主なものは、総務費646万7千円、保険給付費7億3千271万2千円、国民健康保険事業費納付金1億9千550万3千円、保健事業費1千527万3千円、基金積立金1千882万円、諸支出金561万5千円などでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第88号、令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

地方自治法233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

令和元年度歳入総額は9億916万1千円、歳出総額が8億7千526万4千円で、歳入歳出差引額は3千389万7千円となっております。

歳入の主なものは、介護保険料1億2千588万2千円、支払基金交付金2億1千215万3千円、国庫支出金2億5千145万7千円、県支出金1億2千912万円、繰入1億3千452万7千円、繰越金5千508万7千円などござ

います。

歳出の主なものは、総務費5千250万1千円、保険給付費7億8千368万9千円、地域支援事業費1千821万8千円などでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第89号、令和元年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項に規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

令和元年度歳入総額は7千252万4千円、歳出総額が7千64万6千円で、歳入歳出差引額は187万8千円となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3千515万3千円、繰入金3千337万7千円、繰越金223万4千円などでございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金6千721万3千円、諸支出金218万1千円などでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議案第90号、令和元年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の確認についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

令和元年度歳入総額は3億3千912万2千円、歳出総額が3億3千650万6千円で、歳入歳出差引額は261万6千円となっております。

歳入の主なものは、使用料及び手数料8千917万7千円、国庫支出金8千500万円、繰入金5千456万円、町債1億400万円などでございます。

歳出の主なものは、簡易水道事業費2億8千644万2千円、公債費5千3万円などでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。所管外のみをの質疑をお願いしたいと思います。それぞれ委員会に事業ごとの決算は付託をするわけでございますので、所管外のみをの質疑をお願いいたします。また、質疑をされる場合は、付託会計名とページ数も述べてから質疑をしていただきたいと思います。それでは、ただいまから質疑を行います。

○3番（吉村 元光議員）

議長にお尋ねします。総務文教厚生の中身なんですけれども、今日を除いて町長のほうに、その内容をお尋ねする機会がございませんので、具体的な内容につきましては、委員会のほうで質問させていただきますけれども、お許しいただけませんか。

○議長（武田 正光議員）

はいはい。

○3番（吉村 元光議員）

そしたらず、一般会計予算の決算の7ページです。

固定資産税について、そして、12ページのAYT使用料についての2つでございます。

まず、7ページの固定資産税でございますけれども、毎年現年度分の滞納がございます。そしてまた、滞納繰越分につきまして、不納欠損が大きな額が上っているわけなんですけれども、固定資産税につきましては、資産があるからこういう税が上ってくるわけなんですけれども、それが毎年不納欠損で上ってくる、収納率が一向に改善しないということで、過去歴代の町長さんは、滞納処分をなさ、滞納処分等をどんどんなさ、こういう話も聞いたこともございます。

関連しますので、次にAYTの件でございますけれども、こちらにつきましては、現年度分が99万、12ページなんですけれども3千円の滞納がございます。これは、加入者の約5%ぐらいの家庭に当たっていると思います。これがこういうふうな未納となっております、こちらのほうも不納欠損処分が滞納繰越分におきまして240万上るようになっております。その徴収につきまして、少し方法が甘いんじゃないかなと私は思います。

例えばAYTであれば、もう止めるとかそういうことをしないと、5%の人が払わない、どんどん不納欠損はする、見ているから現年度分のこういう使用料が出てくるわけなんですよね。固定資産税も同じです。

そういったやり方を町長として見直すとか、少し厳しいこういったことにしていけないと、悪い方向にだけなっていくような気がします。委員会で申し出も、昨年も行いました。これ見ますと、一向に大きな改善はしているとはちょっと見えませんので、ひとつそこらあたりを取組方を真剣にもっとしてほしいと思うんですが、委員会のほうで課長に聞いても理由がこうこうということでして、一向に聞いていたら、一生懸命やっているというような感じは、私なんか聞いたら思えないんですが、そこらあたりは努力が必要じゃないんでしょうか、お願いします。

○議長（武田 正光議員）

それではまず、岸課長、固定資産税について。

○くらしと税務課長（岸 恭聖君）

お答えをいたします。

固定資産税の件ですが、おっしゃるとおり不納欠損を毎年出しております。不納欠損というのは、過年度分の今まで5年以前の分というふうに理解をしておりますが、これが一向に減らないということであります。これはちょっと言い訳になってしまいうんですが、過去からのつながりですね。

あとなぜ過年度分が増えて、現年分が増えるから、現年度分が徴収できないから過年度に回っていくという理屈はあるんですが、いろいろ考えてみたんですけども、固定資産税がたまるということは、町民の方、大きなおうちとかコンクリのおうちを建てた方がいらっしゃると思います。この方は、年をとられると収入が減ります。けども、固定資産税につきましては、減額というのがありません。どうしてもその分の支払いがとどこおってしまうという形はあると思います。

私たちはどうするかということで、その固定資産税について、過年度分の方、死亡者にも課税はされております。死亡した方に、どうしてかという相続はされていないと、相続人がはっきりしないと、そういったことがあります。

その中で、今年からなんですけど、取組としては、死亡者課税の解消に向けて、戸籍謄本を取り寄せたりして、そういった専従の方を1人置いております。歩みはのろいんですが、何とかそういったことで滞納分の解消が図れないかといったことの努力はしております。

以上です。

○議長（武田 正光議員）

続いて、A Y T使用料について。

○総務課長（袴 清次郎君）

A Y Tの業務のほうは4月より、企画課のほうから総務課のほうに移管になっております。ご指摘のように244万1千円の不納欠損が出ております。67名、1千17件であります。3月にA Y T職員と総務課の職員合同で、個別徴収を行ったところであります。また引き続き、全職員による全庁体制の徴収など、先ほど議員がご指摘のあったことも含めて、徴収強化を今年度図っていきたいと考えております。

○町長（森田 弘光君）

税収について、少し私の考え方というものを議員からお尋ねもありますので、ちょっと申し述べさせていただきたいと思います。

今、天城町でいろんな行政課題がたくさんあるかと私は思っております。その中で、5つ上げろといえ、その中で税収、いわゆる一般財源の確保という中で、税

収、それから、使用料分担金等の収納というのは、この天城町の行政課題たくさんある中で、私は常に5本の指の中に入る、そのような大きな課題だというふうに、まず認識をしております。

そういう中で、今質問の税込、それから使用料分担金の課題があるわけですが、これまでやはり債権の差押さえ、預貯金調査そういったものまで踏み込んでやってきております。そういう中で、今税込としましては、監査意見書の中にも示されると思っておりますが、ようやく令和元年度の実績として90%を超えるということになりました。これまで70%台という時代があります。そして80%に乗りまして、やっと90%台に入っていました。

その中でいろんな不納欠損とかいろんな業務があったわけですが、不納欠損しているから上がってくるんだ当然だとか、いろんな意見のやり取りもあります。そういうことの中で私たちは、しっかりとこの税込使用料分担金のしっかりと確保というものは、大きな課題であるという中で、今捉えてきているということだけは、報告しておきたいと思っております。

そして、今、県の平均が93%を超えていますので、やっと90%にのりました。これを何とかして93%台まで持って行こうというのが、今私たち役場の共通した目標だというふうに考えております。

ただ、いろんな定期的に対策会議を開いておりますが、その中で、やっぱりそれぞれの分野において、温度の差があるというのは、私もまた否めないと思っております。そこら辺については、しっかりとその温度をしっかりと高くして、税務課それからいろんな使用料分担金等のところ所管する課もありますけども、そこをしっかりと、取り組んでいきたいというのが、今私たちの基本的な考えで取り組んでおりますので、議員のほうからいろんなこういう提案、そういったものについては、しっかりと私たち受けながら努力していきたいというところでございます。

○3番（吉村 元光議員）

職員が努力することに対して、トップのほうの町長としても差押さえ処分等を、一生懸命努力している職員を、本当に勤務評価を上げていただきたいと思っております。そうすることが、一生懸命頑張ろう、自分たちも何をしても何も評価されるものがないと思って、税の担当の仕事をしているというのは違うと思っておりますので、町長のほうも方針、そこらあたりの姿勢をきちんとした形でとって、今後対応していくことを希望します。

○町長（森田 弘光君）

なかなか議会の中でこういったお話をすること機会もないですけど、私はいろんな職員全体に話していることは1点だけあるんです。これは、たびたび話している

んですけど、税込、使用料分担金について、職員の努力というのは、当然、少し率が上がってきたことに対しては努力しているんだろうということは1つあります。

ただ、納税する方々、農家の皆さん方が、僕は職員みんなに言っているのは、やはりそこには、ある意味の役場と納税する皆さん方は、少しずつであるんですけど、私は信頼関係が構築されてきつつあるんじゃないかなと思っております。少し甘いんじゃないか、森田町長と言われるかも知りませんが、やはり働いて、汗水流して収入を得た、そこから税として納める、そしてその納めた税が、しっかりと役場の職員が、公共の目的、公共の福祉の目的、そういった公共の目的に使われているんだということ。

かつてよくいろんな町民から電話がありました。言葉適格かどうか分かりませんが、職員がぶらぶらしているとか、そういったことなどもあったんです。最近はこの電話もないんですけど、そういう人たちには、私たちの税金は納めたくないんだという、何かそういった気持ちが生じないように、やっぱり私たち職員と町民の皆さん方が信頼関係を構築していこうではないかということ、これはいわゆる税とか使用料分担金の担当している課ではなくて、全職員に、そのような形で町民に信頼される職員になろう、そうすることによって、ある意味、税込等は上がってくると、私は常々話しております。

○4番（奥 好生議員）

私のほうから決算書について、ちょっと要望というか改善をしていただきたいところがございますので、お願いします。

先ほど町長のほうからも、地方自治法第233条の3項の規定に基づいて、議会の認定に付しますということでありました。その233条の5項に、「地方公共団体の長は、第3項の規定により、決算を議会の認定に付すに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類、その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない」となっています。そういうことで、この決算書の後ろのほうについています施策の成果について、ちょっと要望したいと思います。この成果というのは、非常に大事な書類だと思っています。

まず1点目、他の自治体においては、議会事務局の事業の成果も記載をされているようでございます。例えば、議会だよりの発行部数、本会議、委員会の傍聴者数、定例会の回数、延べ日数、委員会の延べ日数、全員協議会の回数などが記載をされております。

2点目、総務課の事業の成果には、やっぱり役場の行政事務で一番中心となるべき行政系の事業の成果を載せていただきたいと思います。例えば職員研修の内容や回数、参加人数、また職員採用試験の日時、採用人数など、その他にもいろいろあ

ると思います。

3点目、教育委員会総務課の内容でございますが、事業の成果が少し物足りないような気がします。

1点目、教育委員会の開催日数、日時、育英奨学基金選考委員会の開催回数、開催しなかった理由など。

3点目、主な事業や新規事業の実績と成果が載っていないように感じます。例えば、木のあふれるまちづくり事業設置委託の内容、成果、学校施設整備費のエアコン購入の学校ごとの実績、成果、中学校島外競技大会出場補助の実績、場所、人数などを記載すべき、こういった事業を、今後検討していただきたいと思います。

次は、4点目、社会教育課の実績成果について、ページ202ページ。

その中に、子供会育成会会長研修会というのが1回、2回、3回、4回とあります。2回目、3回目の主な内容を見てみますと、ちょっと読み上げますよ、「大島地区子連総会研修会徳之島会場の報告と大島地区ジュニアリーダー研修会3町リーダーキャンプ研修会水生生物観察会の開催に当たり、参加者の募集を依頼した」そういった研修会していますね。「3回目の研修会、3町リーダーキャンプ研修会についての報告を行い、延期となっていた天城町情報モラル講演会への参加募集を行った。また、ジュニアフェスタ、ふれあい読書フェスタについての説明をして、育成会長へ運営スタッフとしての協力依頼を行った」これが育成会長の研修会と、果たしていえるものですか。ほとんど連絡会で終わっているような気がするんです。やはり、研修会というのは、現在は子供いわゆる少子化ですよね、そういったときの子供会をどういうふうな活動すればいいかどうか、そういった実際の研修をするのが研修会であって、いろんな行事へのお願いをするだけの研修会ではどうかと思いますので、ここのあたりをちょっと、来年あたりから検討していただきたいと思います。

それから、あと最後に、216ページ、B&G海洋センターの実績、成果。真ん中に艇庫、利用者数あります。この成果の内容、最後のところ、マリジェットを使ったアクティビティも人気、何か忘れていないですか。昨年、非常に議会でも問題になったことがありましたですよね。そういったことを素直に反省点として載せるのが、事業の成果ではないかと思うんですけど。昔から教育委員会というところは、ちょっと失礼かも分かりませんが、閉鎖的、悪いところは表に出さないというところが昔ありました。今はそういう時代じゃないですから、反省すべきところは堂々と反省をして、将来につなげる、そこが大事だと思いますので、そういったところを主要な施策の成果には、ぜひ各課いろんな事業をしていると思いますので、成果のほうはきちんと載せていただきたいと思います。

また、この法令では、この決算書も公表するとなっておりますので、ぜひしっかりとお願いします。

以上です。

○議長（武田 正光議員）

今、奥議員から4点についての要望、そして教育委員会、社会教育課、それぞれ要望がございましたので、できるだけ早急に、取り入れることができるような部門から検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。ほかに質疑ございませんか。

○7番（久田 高志議員）

先ほど、吉村議員からもございました、AYTの不納欠損の件でちょっとお尋ねしたいと思います。私過去に、一般質問の中で質問をして、提案するべきだと、非常なお叱り、苦情の電話を受けた経緯がございます。我々が議場で一般質問しないと、そういうこともできなかつたんです、犠牲になってやって、それをまさかと思うけど、今、そのまましていないですよ。

それと、この不納欠損した分、もちろん提案された方々が、徴収できずにお亡くなりになったりという認識でよろしいでしょうか。まさか今、不納欠損された方々が、AYTをつないで見ていることはないですよ。

○総務課長（袴 清次郎君）

先ほどありました、死亡等そういったことが主であったとっておりますが、再度確認した上で、回答させていただきたいと思います。また、この業務が総務課に移管になったわけですが、そういった停波措置、そういったものも含めて、しっかりと、今後対応させていただきたいと思っております。

○7番（久田 高志議員）

その辺はしっかり確認しながら、これは前回の質問の中でも申し上げた経緯もあります。その代わり、しっかりとその家庭状況を把握して、やはりその家庭に、例えば事故、けが、病気、いろんな不幸事があつたりとか、そういった場合はしっかりと把握をして、要は減免なり免除の手続をしてあげるとか、そういったところをもちながら、やはり厳しくするところは厳しくしていかないと。我々議会もそうなんですけど、委員会の中で、結局徴収不足、努力が足りないって、議場で誰も言わないんです。私はそれを言った経緯がありますから、ぜひお願いします。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ございませんか。

○10番（松山 善太郎議員）

今、ぼつぼつやりたいと思いますが、監査意見書に公用車の件が、毎掲載って

ますが、運行日誌をしっかりとやるようにということで載っています。何年か前に、きっちり1回見させてもらったんですが、気になったもので、朝急に運行日誌を見せてもらいました。この運行日誌は、決済するところがなくていいんですか。まず、そこ聞いておきます。

○総務課長（袴 清次郎君）

今の現状では、各課において管理をしておりますが、ご指摘のように、町の備品でありますので、最終的な確認等、また不備があれば指導等は必要かと、ただいま考えているところであります。

○10番（松山 善太郎議員）

以前見たのには、決済欄があったような気がするんですが、今見た、私が持っている運行用紙には、決済をする欄がまずないんです。使ったところ印鑑を押すようになっていました。そういう具合になっているんですか、決まり自体が。

決済をしないと、前もあったんですけど、私ども建設経済常任委員会のときに詳しく調べました。今見させてもらったら、亀津まで大体50kmで行っているような気がします、40何kmぐらいで。この運行日誌の中には、50kmを超えているのが20件とは言いませんね、簡単にもう数えただけでも114、72km、134km、97km、82km、111km、110km、114km、92km、104km、80km、これ70kmを超えている分だけです、明らかに亀津往復だけじゃない分、これだけあります。

次、町内でいきますよ、町内。町内でも71km、66km、71km、114km、97km、77km、77km、58km、89km、53km、66km、空港、91km、危うく空港管理とか言いそうになりましたがね、言ってしまいました、空港管理で91kmも走っている、これは224kmちゅうのがあって、あれって思ったんですが、これは町内トライアスロンですね、これはやむを得ないと思います。

このようにして、誰が考えても、ちょっと常識では考えられないような距離を走っているのが何回かある。ですから、これは明らかに、距離がどうと思われる分だけです、私が今言ったのは50km、60km以上ですよ。町内は、30km、40kmはもっとある。亀津往復も70km以上、明らかに20kmぐらいオーバーして走っているなどと思われる分だけです。

ここでの管理は、誰がすべき問題ですか。これ事情があって走っている場合もありますよ。私はそうでない場合が結構あるような気がする。これ、公用車持っている、一番高級な公用車持っている建設課長、農地整備課に聞いてみまじょうか。誰が問題化にすべきもんですか、こういうのは。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

運行に際しましては、出発時間、帰庁時間等、その運行した職員が記載するようになっております。それを毎回、毎回、確認しておるわけではないんですが、多少は運行した方の記載漏れもないのかなという思いがございます。そこら辺を今後、注意していきたいというふうに考えております。

○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えします。

公用車の走行距離なんですが、その中には記載漏れ、建設課のほうもお伝えしてありますけど、記載漏れがあつての距離になっているのかなと思っているところです。管理のほうについては、運転する本人がちゃんと記載をするなりして、定期的に課長のほうでチェック入れる必要があるのかなとは思っております。

○10番（松山 善太郎議員）

これ、監査で指摘しているんですよ、この監査意見書で。運行日誌をきっちりつけなさいと、見受けられるんだ、普段から。たまたま私はこれを見たもので、そういえば何年か前にもあつたなど、100kmとか、1日で100kmとか走っているのが。これ記載漏れと言いますが、後でちゃんと日にちも残っています、ほぼ毎日走っている。これ、7、8、9、10、7からですから9か月間で1万km走っている、9か月間で。1日100km、平均して、1日、1か月どれぐらいですか、幸いにしてゼロから始まっていますので、距離が。ゼロから始まっていて9千900kmまで行っている、約1万kmですね。7月から3月まで、9か月間で、1か月千kmだ、大体。

やっぱり誰が見ても、それともう1つ、これ燃料の給油が全く書いていないんですけど、これはたまたま、今までもずっと書いていなかったのか、課の中で書かなくてもいいよという取り決めがあるのか、そこら辺もついでに聞いておきます。燃料が全然入っていない。たった1回入っている50リッター、9か月の間に。これなんかも、給油というのが書く欄がありますから、こういうのをきっちり管理するために、給油というのがあると思います。なぜなのか、これ給油というのが記録していないのか。

○建設課長（昇 浩二君）

確かに給油欄がございます。給油した際には記入するというのが基本だというふうに考えております。今まで、そこら辺で給油の記載がなかったのは、私もたまに見ながら、自分で運転しながら、ないなというのは感じております。議員のおっしゃるとおり、給油した場合は、記載するように、これから指導していきたいというふうに考えております。

○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えします。

建設課長同様でして、私のほうも様式どおりに給油がれば、そこにリッターを入れるようになっておりますので、それがされているものと思っておりました。今後、注意をしながら職員のほうには伝えて、記入させるようにしたいと思っています。

○総務課長（袴 清次郎君）

先ほどご質問のあった件について、説明させていただきます。

赤本の中で天城町公用自動車使用規定というのがございます。その中に使用許可申し込み、第5条に定められております。公用車、自動車を使用するときには、公用車使用カード、様式が定められておりますが、これにより使用する主幹課長または委任された課長の承認を得て、総務課長の決済を受けなければならないということで、使用前に使用カードを提出する定めがなされております。

また、運転職員については、公用車使用許可後に押印の上、運転記録等をするものとされておりますが、この管理及び運行計画は、第2条に自動車、公用車です、総務課及び委任された課において、管理するというので、管理者は各課長になるかと思いますが、そういったことで天城町の公用自動車使用規定というのがございます。

○10番（松山 善太郎議員）

例を出したら悪いんですけど、北朝鮮でもありませんので、そこまで厳密にやる必要はないと思う。だけど課の中で、来年の予算編成とかいろいろ燃料が幾ら使うもんだとか、そういうのをするときにも入り用と思います。

それと、何よりも、やはりお互い生身の人間ですので、何かと怠けなくなる、そのためにあいつたルールがあるわけです。余分なことをしない、亀津行ったついでに伊仙に回るとか、帰りながら私であれば、山、回って家に寄ってゆっくりしてから5時に家に帰るとかな、こういうことをやりがちになるんだ、人間は。だから、そういうのをさせないために、課長が決済しなさいよとなっている。やはりそのこの公用車の運行日誌に決済欄がないというの、そもそも間違いです、これ、印刷した時点から。だから、そこら辺をもう一度、町長にしたって、徴収の件でも、職員は頑張っている、公で町長がほめるから悪いのよ。鹿児島県でビリから2番でしょ、徴収実績は。島でもそうだ。お隣は最下位で、それは、質を疑われますよ、いつまでもビリから2番じゃ。ビリから2番だから、分母が大きいからということで、不納欠損で分母を小さくしたわけでしょ、私はそれまでに言っています。分母は小さくしても変わらんよと、体質の問題だったからだ。さっき言ったように、住民の問題もありますよ、聞いている方に住民の問題もある、できれば払わないで済まそう

という住民も悪い。だけどそれを、足しげく通っていて、今臨戸徴収なんかやらなくなりましたが、誰が考えたんですか、あの全庁体制の集金の何ちゃらは、責任の分散じゃないの、極端に言えば。事なかれ主義の起こりはあそこですよ、全庁体制ちゅうの、本来その課の職員でやるべきですよ。

吉村議員がさっき言ったように、3年したら褒美をつけて、そこから出す、そういった人事システムずっと以前に、総務課長の時代に提案している。徴収に余り長く置くなど、長くて3年、できれば2年で変えなさいと、嫌だから、誰も集金に回るの。そこら辺のシステムを変えない限りは、なかなかうまく回りませんよ。またさっきも全庁体制ち言っていますけど、全庁体制、責任の分担ですわね。何も知らないとこ分担金の徴収に行っていて、どんなに賦課しているの、どこで事業しているの、説明できませんがね。説明できないと集金はできないんです。だましたり、すかしたり、極端に言えば脅したり、集金というものはそういったもんなんです。

ですから、ここら辺のチェック体制が非常に甘い、もう五、六年前と全く変わっていない、悪くなっている、決済欄がなくなって。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

税収使用料分担金については、そういういろんな批判もあるということは重々承知をしております。そこら辺を受けて、しっかり頑張っていくということだけは、お伝えしておきたいと思っております。

もう1点今、さっき町民との信頼関係を構築できつつあるのではないかなと言うところが、今のような、松山議員から、公用車で亀津へ行くのに伊仙にいたとか、例えば手々、金見にいたという話になると、本当に町民との信頼関係というのは、そこで壊れるというふうに思っています。

あと、私も日常的に公用車に乗って走るわけですけど、何か終わった後は、運転日誌というのは車の中に置いてあるようなイメージばかりあるんですよ。やはりこれもちょっと徳之島事務所、県あたりはどのような形で公用車の日誌を管理しているかとか、やっぱりそういったことをしっかりと確認し、また例えば運転日誌は、運転した方が自分の所管課のどこかに何ていうんですか、壁に下げて持ち帰って、そこできっちり管理するとか、何かやっぱりそういうことを、また我々はひとつ指摘を受けたら、それに対しては、何らかの改良をしていかないといけないと思いますので、ちょっとそこら辺工夫できないかどうか、考えてみたいと思います。ありがとうございます。

○10番（松山 善太郎議員）

ちょっと言い過ぎましたか、お許し願いたいと思います。

ひとつぜひ、芯が一本通るように頑張りたいと思います。

審査意見書の件でもう1つですけど、審査意見書、総務課長と監査事務局はどなた、米田書記ですか、審査意見書の34ページに、財産管理でしたか、自分の遅くまでといたしますか、朝早くまでといたしますか、頑張り過ぎて、自分の審査意見書持ってくるの忘れていまして、ページ34と書いています。

そこに公有財産についてという表がございます。いいですか、総務課長。そこに30年度末現在高というのがございます。土地です。これ多分私、自分のに書き込んだもんで、うろで聞きます。ここに土地の面積が書いてあります、143万6千437m²ですか、下の建物ですね。6万8千235m²、これが去年の監査意見書と違ってはいるんですが、数字が、これは監査事務局のほうでは把握しているんじゃないかと思いますが、どういったことで数字が違っているのか、説明をお願いします。

○監査書記（米田 俊朗君）

お答えをいたします。

昨年度30年度末現在高のほうが昨年の決算書と違っているんじゃないかということなんですが、これは、総務課のほうから説明を受けまして、総務課のほう詳しいんですけども、例えば138ページの兼久B2戸ということですが、その備考のほうに完成地籍図により土地面積修正とか、そういったところで修正、昨年度の実績が修正が出ているようです。よろしいでしょうか。

○総務課長（袴 清次郎君）

しばらく確認をさせていただきたいと思います。

○10番（松山 善太郎議員）

今、監査のほうでは総務課のほうから言ってきたという言い方じゃなかったですか、違う。そちらのほうで見つけて修正したんですか。

○監査書記（米田 俊朗君）

お答えします。

総務課の財産係の担当のほうと直接やり取りをした中で、修正があったということを知っています。

○10番（松山 善太郎議員）

修正されてはいます。修正されて、現在終わっている、それは去年の数字を変えている。去年の数字を変えて、今年は合わせてはいるんですけど、その原因を聞いてみたいんです、私は、なぜそんなことになったのか。

総務課長、決算書の135ページ見てもらいましたね、そこに消防施設というのがあります、一番上のほうです。土地の表の上から2番目に消防施設、いいですか、

635m²、前年度末現在高というところ、135ページでしょ、決算書の。そこに635.70というのがあります。消防施設ね。これが去年は入っていない。今年急に出ている。それを監査、この中では修正という言葉で使っていますよね。これはそういう類いの話ではないんじゃないかと思います。その他の公共施設で1、2と書いてあるけどな、2千221というのが、200m²とどこかにまたあって、そこ204m²というのが、その土地と建物でまた出てきます、追加で出ています。追加されています。これは、農政課のあそこ上のほうの研修センターです、上のほうの。何研修センターですか、加工センターです、あそこが入っていないんだ。

後で何ページ、140ページを見てもらいたいと思います。140ページの一番下のほう。これ獣肉処理施設の下に天城農産物農産加工研修センターというので、千m²、建物が204m²、これが去年入っていないなくて、今年急に入れているわけですよね。これで帳尻合わせたら言い方悪いんですけど、だから、どの時点でこうしたのかと、消防施設なんかは、名前、呼び方まで変えてやったんじゃないですか。消防車庫となっていますね、もともとは。今回消防施設と名義を変えてもいいでしょうけど、名義も変えている。

あと、ノートを見たら思い出した、あと1つ、加工センターが千m²、あと千220、平土野駐在所の土地は町有地ですよね、これが載っていない、平土野駐在所の土地が載っていないで今年載せている。ですから、どの時点でそうなったのかというのは、今後のために調べといたほうが良いと思って取り上げています。

その隣に住宅ありますね。樟南高校が使っている。あそことあれは一緒ですか。あそこの住宅も、ひょっとしたら載っていないような気がしないわけでもないんですけど。探して載せたつもりで、また載せていないような気がする。

結局、これは間違っていないよ、要は、2年度の最初の数字は合っている、前年度末を変えてある。前年度末を変えて、そこに追加をしてそこに追加をして合わせてある。余りやり方としては関心しない。分かっていたら、もうしょうがなかったんですけど、分かっていたら、こういう場合は、こうこうして間違っていましたから修正しましたと、こういったこういった事情でこうしましたと、まことに申しわけありませんと。それで結構なんですけど。

やはりここら辺を、もうちょっと厳しく書類も見て、おかげさまでほかのところ全く見ていません。あれと思って探し出したら、ずっと、探して探して探したら駐在所と消防の拠点施設とあそこの加工センターに行きつきました。それで2千220m²です。2千800かな。その3つを探して帳尻合ったところで、朝の5時頃になっていました。

ということで、こういうの今後、こういった間違いがないように、間違ったら間

違ったで、今回は分からなかったらしょうがないんですか。ひとつそういったのがないようにお願いします。

○総務課長（袴 清次郎君）

ただいま指摘のあった件、私把握しておりませんで、大変失礼をいたしました。またこういった公式な資料でありますので、再度提出前に確認をしっかりと行っていくよう努めます。

○議長（武田 正光議員）

しばらく休憩します。11時15分に再開します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、松山議員の質問の中での行政財産管理に関することについて、総務課長から補足説明がございます。

○総務課長（袴 清次郎君）

先ほどの件について説明をさせていただきます。財産に関する調書であります、30年度末現在高のところ、誤りがございました。内容につきましては、先ほどご指摘のありました消防団、消防施設のところでありますが、135ページの635.70、これについては、分遣所のある敷地でございます。隣の114m²、これにつきましては、消防団の拠点施設、隣にある施設であります。そして、平土野駐在所、これについても漏れていたということでもあります。先ほどご指摘のありました平土野駐在所隣の、現在樟南二高のほうにお貸ししておる土地であります、144ページ、その他の普通財産雑種地の中に、上から2番目、天城というのがあります。備考をご覧いただきたいと思いますが、九州農水局分庁舎樟南寮ということで、これがその住宅に当たる場所です。もう1件が農政課管轄の農産加工研修センター等が30年度末では既に存在していたものが漏れていたということで、大変失礼いたしました、30年度末のところを修正したということでございました。申し訳ございません。

○議長（武田 正光議員）

質疑を続行します。

○6番（大吉 皓一郎議員）

農政課です。ページが54ページ。

いいですか、認定農業者支援事業費の減になっていますが、これどういう理由か

ということと、次に、59ページ、農業創出緊急支援事業、これは300万近く落ちています。この原因と、あとその下の一番下の育苗施設、ここが600万余り、半分以上落ちています。この説明をお願いいたします。それぐらいいきましょう。

○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。

まず、54ページ、認定農業者支援事業費でございます。内容につきましては、認定農業者を支援するということで、経営支援ソフトであったり、いろいろ農業を推進する上で必要なソフト等の補助を行っておりますが、ここについて、なかなか申請等が足りなかったということでございます。経営支援ソフト、あと肉用牛管理ソフト、そういったものを、補助を行っている科目でございます。そこでの申請件数が予定数まで満たなかったということでございます。

続きまして、59ページ、目の25農業創出緊急支援事業でございます。

ここにつきましては、備品購入費を予定しておりましたが、備品購入費300万が、済みません、ちょっとその備品について、後ほど確認をさせていただきます。その備品購入費の分の減額となっております。

その下の27育苗施設管理費の分での減でございます。ここにつきましては、平成30年度の台風被害によるハウスの補修を行うために、ハウス修繕の予算を計上しておりましたが、原材料費のほうで655万ほど計上しておりましたが、ここにつきましては、国の農業創出緊急支援事業の予算がついた関係で、昨年予算計上を行い、今年度に繰越しをして、国の事業でハウスの建替えをすることとしております。その分による減額でございます。

済みません、25農業創出緊急支援事業の備品購入費、備品名については、確認して連絡いたします。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

先ほど、農政課長が説明した備品についてはドローンでございます。当初、国の補助事業を使いまして、ドローンを購入して、薬剤散布につなげたいということで要求しておりましたが、途中から、そのドローンについては購入しなくて地元の業者、その当時2社ありましたが、2社に農薬散布を依頼していくという方向に転換したことが理由でございます。

○13番（平山 栄助議員）

先ほど来、松山議員から大分お叱りを受けておりますが、これ総務課長に要請しておきたいんですが、各課においてのこの運行日誌の様式はまちまちなんですよね。それと昨日の補正でも出ておりますが、やったことは致し方ないと思うんですが、

し尿処理車の修理代と、民間業者から車を借りないと、これがもう動けないわけですので、本当にこういう特殊車両ですね、例えば今4 t車持っている課もありますよね、建設課行きますと4 t車もあるし、ミニコンボもありますし、大型のパワーショベルもあります。こういったものの、例えば担当には、こないだ決算監査のときに呼んで注意をしているんですが、運転する前に、例えば運転オイルのチェック、ラジエーターの水位のチェック、そういう燃料もろもろ1週間1回乗る前に確実にチェックするようなマニュアル作らないと、これからもこういった問題は起こり得ると思うんです。やっぱりそこら辺を統一して、来年4月からでも結構なんです、やっぱり乗る人、そのときに確実にエンジンオイルとラジエーターのチェック、特にこのし尿処理車は、やっぱり圃場に持っていったの作業になりますので、ラジエーターにどうしても方言で悪いです、ティウル（ベニバナボロギク）の葉とかサシ草（タチアワユキセンダングサ）の葉、吸い込んでいるんです。そうしますと、それをそのまま乗っていきますと、もうそれが即エンジンに負担がかかっていくわけなんです。ですので、今、起こったのしょうがないんですが、やっぱりそこら辺、町長も含めて課長の皆さん、全課でこの運行日誌、しっかり再度改めてもらわないと、またこういった問題が起こってくるんじゃないかと思うんです。

買った公用車ですので、やっぱり皆さん四、五百万の公用車が、例えば3年、3年でおかしくなったら、補償もあるかもわかりませんが、やっぱりこれからのためにも、公用車の在り方、運行日誌、そして運転マニュアルまでちゃんと義務付けて、先ほど指摘されていること、やっぱり私たちも決算書にくどくど書きたくないんですが、なかなか治らないもんですから、そういったことを改めてほしい。

それと、先ほど来出ている行政財産の在り方もですが、備考欄にぴしっと書き込んでおかないと、例えばみきょうのくしにしても、土地は三京のもんですよ、建物が町が造ってあげた、そういうところも結構あるんです。

そして、例えば公民館に行きますと、平土野の児童館もそうですが、平土野自治会、前野もそうです、そういったのも備考欄に確実に書き込んでいかないと、打ち込んでいかないと、また担当が変わると、またおかしな方向に行くんじゃないかなと心配もしております。

ですので、この参考資料を作るときの課長もみずからこれ見ないと、つけ漏れが、もうしょっちゅうなんです。建設課であっても4か所か5か所ありましたよね。やっぱり担当と課長と一緒に目を、皆さんページにしたらしれとるんです。

ですから、先ほども奥議員からありました社会教育課なんか、ひどいときは3年ぐらい同じようなことが書いてありました。ですから、やっぱり言われたことは素直に直していくようにしないと、それがずるずるいくと、いろんな問題がまた起こ

るんです。いかがですか、その公用車の件と運行日誌の改める必要がないかということ、総務課長。

○総務課長（袴 清次郎君）

先ほどから、公用車の適正な管理について問われております。例規集の中でも定めがありますので、運行管理日誌については、定められた様式に改めていきたいと思っております。

そしてまた、各課管理する監督者のほうで、その職員の運行日誌のほうも点検するようになっておりますので、課全て統一した形で、管理を徹底したいと思います。

また、財産管理に関する調書、これについても、再度同じような指摘がないように、また今後、私もしっかり目を通して修正をしながら努めていきたいと考えております。

○9番（上岡 義茂議員）

1点だけ、一般会計の13ページ、土木費使用料の住宅使用料現年度分と滞納繰越分、まずは現年度分の259万6千の件数と滞納繰越分の件数をお伺いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

大変申しわけありません。件数等は今、手持ちにないんですが、現年度の使用料に対しましては、徴収が95.64%ということで、滞納繰越分に関しましては7.42%と、件数については、調査して報告します。

○9番（上岡 義茂議員）

そこところ、委員会でしっかり報告をしてください。私もびっくりしたのは、ある件で課長にお会いしたときに、10年とかいう滞納という話を聞いたときに、びっくりしました。今の徴収体制で、多分保証人2人はついていると思うんです。住宅、入居時の契約です。3か月、今現在高いところで平均で3万4、5千ぐらいにはなっていると思います、新しいところで。3か月滞納した場合には10万は越すと思うんです。10万、20万だったら、ある程度は保証人対応で解決はできると思うんですけど、やっぱり4、50万以上になると、なかなか厳しいと思うんです。そここのところを解消するには、やっぱり早め、3か月、半年でやっぱり解消しないことには、使用料と一緒に、これは先ほどから出ていますAYTは不納欠損もあります。住宅に関しては、使用料に関しては不納欠損もないみたいですので、ずるずると永遠とこれを引っ張っていつてしまえば、一般質問でも住宅建設等々、各議員から出ていますが、そこにも影響を及ぼすと思うんです。こういう人たちは、ほかの住民税、町県民税にも影響していると思うんです、こういう人たちは。やっぱりそここのところ、早急には、これを解決をしないことには、大変厳しいと思うんですが、

課長の見解を、徴収を今どういう体制をとっているのか、過年度分の、そこんところの説明をお願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

徴収の体制については、個別訪問等担当もやりますが、全課体制で2月あるいは4月を全課体制で回っております。これに関しまして、滞納繰越については、年々若干ではありますが減っているところであります。累積高が減ってきているところであります。

そうは言いましても、現年度分の徴収に対しまして、未済額が260万ぐらいということと、過年度分の徴収額が390万前後ということで、この差額分ぐらいは滞納にいかずに済んでいるかなという思いはありますけども、まだまだ徴収体制のほう厳しくやるものと、あとは、何らかの法的なこともやってみたいというふうに思っております。

新しい住宅については、3か月の敷金を取っております。滞納がある場合は、この範囲内でぜひ納めて退去していただくような措置も取りたいというふうに思ったりもしております。課内に持ち帰って、いろいろまた方法等考えながら、徴収に向かっていきたいというふうに考えております。

○9番（上岡 義茂議員）

今現在まで、退去命令を出して退去させたようなことはないですか。

○建設課長（昇 浩二君）

私が記憶する限りは退去したというのではないと思います。

○9番（上岡 義茂議員）

ぜひ、徴収率に対しては95.65%、現年度分に関してはいいんですけど、多分この200万、件数にしてはそこまでの件数はないと思うんですけど、世帯数によっては、多分この中で、現年度分で3か月以上というのが、何件かというのが分かっていますか。1年滞納というのではないと思うんですが、現年度分ですよ、そこんところ分かっておればお願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

現年度分に住宅等にもよりますけども、現年度に対しても3か月以上の滞納がある箇所もございます。ですが、今何件かというのは、ちょっと資料を持っておりません、すみません。

○9番（上岡 義茂議員）

先ほども言いましたが、やっぱり住宅建設、問題等々ありますので、こういうことが足かせにならないように、しっかりとした徴収を要望しておきます。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしでいいですか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第86号、令和元年度天城町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第87号、令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第88号、令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第89号、令和元年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第90号、令和元年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、先ほどお手元にお配りしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、議案第86号から議案第90号は、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これからは委員会とし、次の会議は9月24日木曜日午前10時より開会いたします。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時37分